

医師養成についての日本医師会の提案 第3版（抄）

2013年1月30日

社団法人 日本医師会

本資料は2013年1月30日に公表した「医師養成についての日本医師会の提案 第3版」から抜粋したものである。

目 次

1. 医学部教育	1
1.1. 基本的な考え方	1
1.2. 医学部 1～4 年生	2
1.3. 医学部 5～6 年生（診療参加型臨床実習）.....	4
1.4. 医師国家試験	5
2. 臨床研修制度	6
2.1. 基本的な方向性	6
2.2. 臨床研修プログラム	8
2.3. 臨床研修システム	10

2.3 臨床研修システム

医学部5年生、6年生の診療参加型臨床実習、臨床研修2年間のトータル4年間で、プライマリ・ケア能力を獲得することを目指す。特に臨床研修の2年間、臨床研修医は地元出身大学に軸足を置きつつ、より実践的な地域医療を身につける。地域では、医師会、行政、住民などが協力して、地域であたたかく医師を養成する。

「大学臨床研修センター（仮称）」

- 各大学に「大学臨床研修センター（仮称）」を設置する。
- 研修希望者は、原則として出身大学の「大学臨床研修センター（仮称）」に研修先についての希望を提出する。研修希望先の地域は問わない（都道府県は自由に選べる）。
- 「大学臨床研修センター（仮称）」は、研修希望者と面談し、研修希望先を確認した上、必要があればアドバイスを行って、研修先を選定する。研修先に応募した結果、希望がかなわなかった場合、あらためて研修希望者と相談し、調整する。
- 臨床研修病院は、臨床研修医が、どの大学の「大学臨床研修センター」に所属しているかも含めて、「都道府県医師研修機構」に臨床研修医の受け入れ状況を報告する。

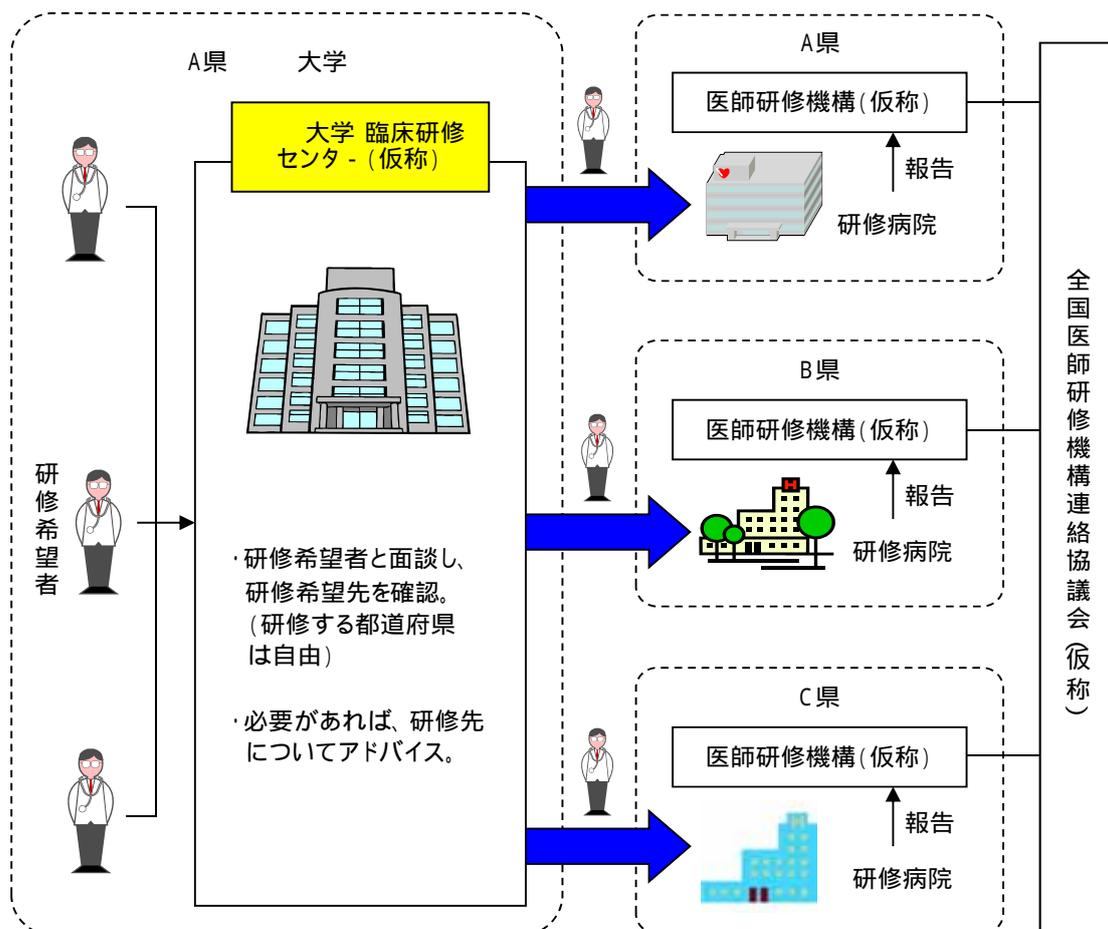
「都道府県医師研修機構（仮称）」

- 都道府県ごとに「都道府県医師研修機構（仮称）」を設置する。
- 「都道府県医師研修機構（仮称）」は、医師会、行政、住民代表、大学（医学部、附属病院）、大学以外の臨床研修病院で構成する。
- 各都道府県の「都道府県医師研修機構（仮称）」を束ねる「全国医師研修

機構連絡協議会(仮称)」を設置する。「全国医師研修機構連絡協議会(仮称)」は、人口や地理的条件など、地域の実情を踏まえて、研修希望者数と全国の臨床研修医の募集定員数が概ね一致するよう、都道府県ごとの臨床研修医募集定員数を設定する。

- 「都道府県医師研修機構(仮称)」は、当該都道府県ごとの募集定員数をもとに、当該都道府県下の研修病院における臨床研修医募集定員数を調整する。
- 「都道府県医師研修機構(仮称)」は、地域で特色のある研修プログラムの検討・提案、研修病院等の登録、研修内容のフォローなどを行うほか地域の臨床研修医に対して必要な支援を行う。

図 2.2 臨床研修体制のイメージ



「都道府県地域医療対策センター（仮称）」

- 以下の 4 者を発展的に「都道府県地域医療対策センター（仮称）」に再編する。
 - ・ 都道府県地域医療対策協議会（現在各都道府県に設置）⁸
 - ・ 地域医療支援センター（現在モデル事業）⁹
 - ・ 「大学臨床研修センター（仮称）」
 - ・ 「都道府県医師研修機構（仮称）」
- 臨床研修医は、「都道府県地域医療対策センター（仮称）」に臨床研修修了後の就業先を届け出る。同センターは、「大学臨床研修センター（仮称）」や研修先病院等の協力も得て就業先を把握し、医師養成および医師確保対策を推進する。
- 「都道府県地域医療対策センター（仮称）」は、臨床研修修了後の医師のその後の異動や配置についても継続して把握する^{10, 11}。これらの情報にもとづき、医師確保および偏在解消を推進するとともに、医師の生涯におけるキャリア形成支援を行っていく。
- 将来は、「都道府県地域医療対策センター（仮称）」が把握した医師の異動に係る情報を全国レベルで統合していく。

⁸ 医療法第 30 条の 12 第 1 項にもとづき、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保、必要な医療の確保に関する事項について協議し、必要な施策を定める場として、2007 年にすべての都道府県に設置されることとなった。医師の確保が困難であり、配置についても権限がないため実効性がないなどの問題点が指摘されている。

⁹ 医師の地域偏在の解消に取り組むコントロールタワーを確立し、確保した医師を活用して、キャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援するなどのために、厚生労働省予算でモデル事業としてスタートした。2011 年度に 15 道府県、2012 年度は 20 道府県で設置・運営されている。

¹⁰ 都道府県単位で、医師の異動情報を把握している例として、母体保護法指定医師がある。人工妊娠中絶を行うことができる母体保護法指定医師は、母体保護法第 14 条にもとづき、人格、技能及び設備の 3 点を考慮して、各都道府県医師会が指定する。具体的には、日本医師会が作成した「母体保護法指定医師の指定基準」モデルにもとづき、地域の実情に応じて、各都道府県医師会が適格と認めたものを指定医師として都道府県医師会に登録する。併せて設備を都道府県医師会が指定し、登録する。指定医師は 2 年ごとに更新され、転居、転任などで診療施設を変更した場合などは、再申請を行うことになっている。

¹¹ 医師の届出は医師法第 6 条第 3 項により 2 年に 1 度行われており、罰則規定（50 万円以下の罰金）もあるが、報告が不備なケースも見受けられる。また異動の履歴等が分析され、医師配置の検討に資するような仕組みにはいたっていない。

図 2.3 医師養成および医師確保のための体制（将来イメージ）

